

図 1 : 新契約責任説による医師民事責任の構造

原告の主張・立証	内容	位置づけ	被告の主張・立証	内容
①医療契約 ②事実としての不履行	=医療水準又は医療契約からの逸脱 a 医療水準 or 契約で合意された内容 b 実際の医療行為 b < a の場合 = ②	← 抗弁	免責事由	①個別的事情存在（合理的理由またはやむを得ない状況） and ②予見可能性不存在 or ③予見可能性が存在し，予見義務を果たしたが，事前的結果回避可能性不存在 or ④事前的結果回避可能性が存在し，結果回避義務履践 前方視的判断
↓				
因果関係	事後的結果回避可能性の存在（債務不履行と損害から事実上推定）	← 否認反証	因果関係遮断（*）	事後的結果回避可能性不存在 後方視的判断
↓				
損害	健康被害発生（*）			

*因果関係遮断または健康被害不発生の場合も，医療契約と事実として不履行があり，免責事由がなければ，相当程度の可能性や期待権等，医療契約上守られるべき利益の侵害について損害賠償請求権が認められることがある。